

(別紙2)

分野を考える会内規

(設置)

第1条 九州大学農学部生物資源生産科学コース生物生産環境工学分野に「分野を考える会」を設置する。

(任務)

第2条 「分野を考える会」は、分野の教育に関する事項の議論と決定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、生物生産環境工学分野の全ての専任教員をもって組織する。

(委員長と副委員長)

第4条 委員長は生物生産環境工学分野長が兼ねる。副委員長は前年度分野長とする。

(規則の改正)

第5条 この規則の改正は、「分野を考える会」の議を経なければならない。

付 則

この規則は平成17年6月30日より施行する。

この規則は平成19年2月20日から改正施行する。

この規則は平成19年4月1日から改正施行する。

この規則は平成23年4月1日から改正施行する。